

令 01 原機（敦廢）007

令和元年 12 月 16 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更届出書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、下記のとおり高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画に係る軽微な変更を届け出ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高速増殖原型炉もんじゅ
所 在 地 福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地

三 変更に係る事項

平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803282 号をもって認可を受け、その後、平成 30 年 8 月 22 日付け 30 原機（敦廢）002、平成 30 年 12 月 27 日付け 30 原機（敦廢）003 及び令和元年 5 月 31 日付け令 01 原機（敦廢）001 にて変更届け出を行い、令和元年 12 月 13 日付け原規規発第 1912135 号にて変更認可を受けた高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画書の一部を別紙のとおり変更した。

四 変更の理由

第 11-2 図に示す第 1 段階（燃料体取出し期間）の工程表について、2019 年度の燃料体の取出し作業の進捗に合わせて見直した。

具体的には、燃料体取出し作業等の実績に応じ、2019 年度の燃料体の取出し開始時期を 2019 年 10 月から 9 月に、燃料体の処理開始時期（燃料体の取出し終了時期）を 2019 年 12 月から 11 月に変更し、また、体数について「進捗状況によって体数が変更となる可能性がある。」ことを追記した。

本変更については、2019 年度の燃料体の取出し作業が順調に進捗した結果等を計画書に反映するものであり、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障はないため、軽微な変更として届け出る。

五 変更日

令和元年 12 月 14 日

以 上

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更届出書
前後比較表

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更届出書 前後比較表

変更箇所	届出前					届出後					理由
十一 廃止措置の工程 1. 廃止措置の工程 第 11-2 図											<ul style="list-style-type: none"> 燃料体取出し作業の実績に応じ、2019年度の燃料体の取出し開始時期を2019年10月から9月に、燃料体の処理開始時期（燃料体の取出し終了時期）を2019年12月から11月に変更 取出し体数、処理体数等に進捗状況によって体数が変更性がある。」追記 燃料体取出し作業の実績に応じ、定期設備点検及び施設定期検査の期間を変更
年度 燃料体の処理 (530体) (炉外燃料貯蔵槽→燃料池) 燃料体の取出し (370体) (炉外燃料貯蔵槽→炉外燃料貯蔵槽) 燃料体取出し設備点検 (事業者自主検査) 施設定期検査 2次系ナトリウムの抜取り 汚染の分布に関する評価	2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度					2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度					
第 1 段階における主な作業等	燃料体取出し作業完了 (2017.6) 燃料体の処理 (530体) (炉外燃料貯蔵槽→燃料池) (2018.8-2019.1) 燃料体の取出し (370体) (炉外燃料貯蔵槽→炉外燃料貯蔵槽) (2019.10-2020.6) 燃料体取出し設備点検 (事業者自主検査) (2018.12-2019.1) 施設定期検査 (2018.12-2019.1) 2次系ナトリウムの抜取り (2018.12) 汚染の分布に関する評価 (2018.12)					燃料体取出し作業完了 (2017.6) 燃料体の処理 (530体) (炉外燃料貯蔵槽→燃料池) (2018.8-2019.1) 燃料体の取出し (370体) (炉外燃料貯蔵槽) (2019.10-2020.6) 燃料体取出し設備点検 (事業者自主検査) (2018.12-2019.1) 施設定期検査 (2018.12-2019.1) 2次系ナトリウムの抜取り (2018.12) 汚染の分布に関する評価 (2018.12)					
注1: 2018年度及び2019年度の燃料体の取出し及び処理開始から、廃液の処理発生 減容処理し、等価の設備数及び設置場所(設置の必要を含む。)を決定する。 注2: 燃料体の取出し作業完了後、燃料池に燃料体を取り出し、燃料池に貯蔵する。 注3: 必要に応じて、本期間中に燃料体設備の点検を実施する。 注4: 2019年度以降使用していないことを前提とし、炉心の復元を目的として実施する点検及び作動確認であり、定期設備点検とは異なる。 注5: 燃料体取出しによって体数が変更となる可能性がある。											

第 11-2 図 第 1 段階の工程

第 11-2 図 第 1 段階の工程